

令和三年度第一回（四月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和3年度諫早市農業委員会 第1回総会議事録

1 開催日時 令和3年4月28日(水) 開会 午後2時00分～閉会 午後3時20分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員(18人)

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農業委員 1番 池田つや子 2番 久保 繁 3番 中尾貞治

4番 久本純造 5番 立森和富 6番 前田貞松

8番 松尾正晴 9番 長谷川 博 10番 山口勇満

11番 中島康範 12番 松本秀徳 13番 陣野昭則

14番 山口廣三 15番 澤久 進 16番 周防克己

17番 池田武弘 18番 野副栄治

4 欠席委員(2人) 7番 中川一範 20番 山開博俊

5 付議事件

第1号 令和2年度事業報告承認の件

第2号 令和3年度事業計画(案)承認の件

第3号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第5号 農地法第5条の規定による許可処分取消願審議の件

第6号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第7号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第8号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地改良等届出書受理の件

第5号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他

8 事務局

局長 宇野和利 次長 寿柳知己 主任 嶋田弘樹
主任 半田智也 事務職員 中山幸一 事務職員 山内 裕

9 議 事

(開会)

事務局長 ただいまより、「令和3年度諫早市農業委員会第1回総会」を始めさせていただきます。皆様自席にてご起立の上、国旗・市旗にご注目ください。

(掛け声「一同礼」)

本日は、公務ご多用の中、ご来賓として、諫早市長大久保潔重様にご出席をいただいておりますので、ご紹介申し上げます。また、農林水産部部長の関栄治様ほか農林水産部の各課長様にもご出席いただいております。それでは開会にあたり、会長職務代理者小森俊夫がご挨拶申し上げます。

会長職務代理者 (会長職務代理者挨拶)

事務局長 続きまして、諫早市長大久保潔重様より、ご挨拶を賜わりたいと存じます。よろしく願いいたします。

市長 (市長挨拶)

事務局長 有り難うございました。次に本日、参集の農業委員をご紹介いたします。お名前をお呼びいたしますので、自席にてご起立ください。

(農業委員紹介)

事務局長 ご来賓の大久保市長様は、公務のため、ここで退席されます。お忙しい中、有り難うございました。

(市長退席)

事務局長 本日は、関部長様をはじめ、農林水産部幹部の皆様にもご同席いただいております。部長様からご紹介をお願いしたいと存じます。

(農林水産部幹部紹介)

事務局長 有り難うございました。関部長様をはじめ、農林水産部幹部職員の皆様は、公務のため、ここで退席されます。お忙しい中、有り難うございました。

(農林水産部幹部職員退席)

事務局 それでは、開会の宣言と議事の進行につきまして、会長職務代理者の小森様よろしく願いいたします。

議長 これより、令和3年度諫早市農業委員会第1回総会を開会いたします。

総会の定足数について、事務局より報告願います。

事務局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、18名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、7番・中川一範委員、20番・山開博俊委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。私に、ご一任いただければ指名したいと思

いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 異議なしということでありますので、議事録署名人に2番・久保繁委員、11番・中島康範委員のご両人をお願いいたします。それでは、議事に入りますが、議事進行上発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言願います。また、発言は、簡明に、議題外又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「令和2年度 事業報告承認の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「令和2年度 事業報告承認の件」を説明します。

令和2年度は、改正農業委員会法に基づく改選がありまして、7月から第2期目の農業委員及び農地利用最適化推進委員による活動が始まったところでございます。夏場に実施した農地の利用状況調査の結果に基づき、遊休農地の所有者には利用意向調査、荒廃農地の所有者には非農地通知を行い、守るべき農地の明確化を推進しました。さらに、コロナ禍で委員活動が制限される中、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、人・農地プラン実質化のための集落での話し合いへ参加するなど農地等の利用の最適化を推進いたしました。また、老後の生活安定を図るため農業者年金への加入推進活動を行い新規加入者の目標人数を達成することができました。なお、項目ごとの活動については、1番、会議の開催では、総会と地区別協議会を毎月行ったところがございます。2番、農地関係業務では、各種申請書の審査等を行っております。農地利用状況調査は市内すべての農地を対象に実施しました。農地の流動化推進については、貸し手・借り手からのあっせん依頼を受け、担い手への権利設定を推進しました。また、遊休農地の解消については、全国農地ナビの活用を推進するとともに、農地中間管理機構等と連携し、規模拡大を図る認定農業者等へのマッチングを行いました。3番、農政関係業務では、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画に基づき活動を実施したところがございます。農業の担い手支援、農業後継者への相談・支援、農業者年金への加入推進、家族経営協定の締結推進、女性農業委員の活動支援等の活動を行っております。また、広報業務では、農業委員会だよりを年2回発行しております。このほか全国農業新聞の購読推進もあわせて行っているところがございます。4番、行政機関等への意見書の提出では、1月に会長以下7名の委員が参加して、市に対して「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書を提出しました。5番、農地賃借料情報提供では、申請のあった賃借料を調査しまして市ホームページに掲載をしているところがございます。それから6番、委員研修については、新型コロナウイルスの全国的な蔓延に伴って県外への先進地視察研修は中止を余儀なくされたところがございますけれども、農業会議等が県内で開催した委員研修会や事務局職員研修会へ参加をしたところがございます。第1号議案については、概略を説明させていただきました。詳細につきましては、記載のとおりです。

議長 議案第1号の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第1号は承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議がないようですので、議案第1号は承認することに決定いたします。
（議案第2号） 次に、議案第2号「令和3年度事業計画（案）承認の件」を議題といたします。
事業方針（案）、事業計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第2号議案「令和3年度事業方針（案）承認の件」について説明します。
Ⅰの事業方針（案）ですけれども、引き続き今の体制で農地利用の最適化に向けた活動を行っていきたいと考えております。具体的には農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等への利用意向調査や各地域における「人・農地プラン」の実質化に向けた話合いに積極的に参加する方向で考えているところでございます。また、農業者の老後の生活安定を図るために認定農業者などの担い手に対して農業者年金の加入推進や行政機関に対する意見書の提出等を前年同様行って参りたいと考えております。2期目になりますので更に推進して参りたいと思っております。

それからⅡの令和3年度事業計画（案）でございます。1番、会議の開催については、総会、地区別協議会、運営委員会を開催する予定でございます。2番、農地関係業務については、農地法等関係業務、農地利用最適化業務を引き続き行っていきたくて考えております。農地パトロールで違反転用等の報告もあがっておりますので、今年度はそのあたりに力を入れていければと思います。それから利用状況調査で非農地と判断したところに非農地通知を出していますけれども、事務局と連携をしながら守るべき農地の明確化を推進していきたくて思います。3番、農政関係業務については、農業の担い手支援、農業後継者等への相談支援、農業者年金の加入推進、家族経営協定締結の推進等を引き続き行って参りたいと思っております。それから4番、行政機関等への意見書の提出ですけれども、今年度は少し前倒しでできないかという県農業会議の意向があるようですので、スケジュールを考えながらやっていければと思います。5番、農地賃借料情報提供業務については、前年同様に調査をして、ホームページ等で情報提供をしていきたくて思います。6番、委員研修の実施については、コロナ禍というような状況で、県外に出ることは中々厳しいところがありますので、農業委員会内での研修の実施を考えていかなければならないと考えております。以上、議案第2号の概略を説明させていただきました。

議長 議案第2号の説明がありました。何かご質問はありますか。
（「なし」と言う者あり）

議長 ご質問がないようですので、議案第2号は承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議がないようですので、議案第2号は承認することに決定いたします。
（議案第3号） それでは、次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。
1番、諫早地区、福田町の農地1筆、541㎡、長田地区、御手水町の農地5筆、

3, 106㎡、計6筆3, 647㎡について、農業に精進するため、農地の贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は13, 964㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に45年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。2番、諫早地区、本明町の農地1筆、393㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は6, 866㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。3番、真津山地区、貝津町の農地2筆、670㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は3, 935㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや耕耘機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約20分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。4番、本野地区、湯野尾町の農地1筆、2, 350㎡について、農業に精進するため、農地の贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は11, 084㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されております。また、農業に20年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約30分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。以上で説明を終わります。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番・諫早・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の福田町の農地1筆と御手水町の農地1筆を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻、馬鈴薯、ニンジン、トマトを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

委員 1番の御手水町の農地4筆を地区推進委員と確認してきました。地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、2番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 2番について、何かご質問はありませんか。
議 長 「なし」と言う者あり

議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
議 長 「異議なし」と言う者あり

議 長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、3番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、さつまいも、そら豆、落花生を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 3番について、何かご質問はありませんか。
議 長 「なし」と言う者あり

議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
議 長 「異議なし」と言う者あり

議 長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、4番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 4番について、何かご質問はありませんか。
議 長 「なし」と言う者あり

議 長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
議 長 「異議なし」と言う者あり

議 長 ご異議がないようですので、4番は申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題とい

- (議案第4号) たします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。
- 1番、多良見地区、多良見町市布の田1筆、1240㎡について、共同住宅用地とする転用申請で、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。本申請ですが、10部屋分のアパート及び駐車場等を整備する計画となっております。土地利用計画についてですが、盛土を最高1.2m、切土を最高1m施し、土砂流出等の被害が無いように周囲に擁壁を設けます。雨水排水については水路へ放流し、汚水等については下水道へ接続します。隣接農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。また、農用地区域からの除外決定が令和2年9月30日付でなされており、都市計画法第29条第1項に基づく開発許可申請中です。以上です。
- 議長 議案第4号の説明がありましたので、1番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願いします。
- 議長 1番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。
- (議案第5号) 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第5号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願審議の件」を説明します。
- 1番、高来地区、高来町峰の畑2筆、計740㎡を使用貸借、永久により住宅及び通路用地とするため、令和3年3月26日付で許可を受けた件につきまして、許可後、契約内容を所有権移転、贈与で取得するようになったとのことで、許可処分の取消願が提出されております。ご審議のほどよろしく申し上げます。なお、契約内容を贈与とする転用申請については、議案6号の13番で説明させていただきます。議案第5号の説明は以上です。
- 議長 1番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、1番は願出どおり許可を取り消すことにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、1番は願出どおり許可を取り消すことに決定いたします。

議 長
(議案第6号)
事 務 局

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、日の出町の畑1筆、136㎡について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネルは28枚設置し、設置面積は56.46㎡、売電単価は18.9円となっております。契約内容は賃貸借権設定、20年、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地については造成をせず現状のまま利用し、雨水については申請地南側の水路に放流します。排水施設の使用についての協議は、管理者である市と協議済でございます。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。

2番、諫早地区、日の出町の畑1筆、381㎡について太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネルは93枚設置し、フェンス設置面積は187.53㎡、売電単価は18.9円となっております。契約内容は賃貸借権設定、20年、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地については造成をせず現状のまま利用し、雨水については申請地南側の水路に放流します。排水施設の使用についての協議は、管理者である市と協議済でございます。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。

3番、諫早地区、日の出町の畑4筆、計4,024㎡に、併用地として雑種地及び水路用地の一部を合わせた合計4,280.58㎡を特定建築条件付土地18区画とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。本申請ですが、木造平屋建て又は2階建ての住宅18棟を建築する計画となっております。申請地については、盛土を最高3.3m、盛土を最高0.7m施し、盛土部分の一部に擁壁を設置し、隣接境界部には側溝を設置することにより土砂流出等の被害発生がないようにします。雨水は申請地内に新設する側溝から既設の側溝へ放流し、汚水等については下水道へ接続する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明及び融資証明で確認しています。都市計画法第29条第1項に基づく開発許可申請中です。

4番、小野地区、宗方町の田1筆、454㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は贈与、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、盛土を最高0.15m施し、擁壁を設けることにより土砂流出等の被害がないようにします。建物は木造2階建ての住宅を建築し、雨水については水路へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

5番、小野地区、黒崎町の畑1筆、57㎡について、進入路用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。本申請ですが、自宅への進入路として整備

するもので、盛土を最高0.95m施し、砂利敷きとします。また、法面保護により土砂流出等の被害がないようにします。雨水について自然流下で、隣接する農地はなく、資金については通帳の写しで確認しております。

6番、小野地区、川内町の田1筆、330㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定30年で親子間による貸借となります。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については農地全体の広がり10ha以上ある第1種農地に該当しますが、集落到接続する住宅の建築のため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、造成はなく現状のまま利用し、建物は木造平屋建ての住宅を建築します。雨水については水路へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

7番、真津山地区、久山町の畑1筆、250㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、造成はなく現状のまま利用し、建物は木造平屋建ての住宅を建築します。雨水については水路へ、汚水等については合併浄化槽へ通じて水路へ放流します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

8番、長田地区、正久寺町の畑1筆、483㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定永年で親子間による貸借となります。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、造成はなく現状のまま利用し、既存の擁壁及び石積を利用することにより土砂流出等の被害が無いようにします。建物は鉄筋コンクリート造の平屋建て住宅を建築します。雨水については水路へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

9番、長田地区、白浜町の畑1筆、905㎡について、一般住宅及び作業場を建築し、住宅用地及び事業所用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請者は市内で建設業兼農業を営んでおりますが、国道拡幅工事に伴い現在の住居兼事業所が移転することとなるものです。造成はなく現状のまま利用します。住居は木造2階建て、作業場は木造平屋建てのものを建築します。雨水については水路へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地はなく、資金については残高証明及び移転補償契約書の写しで確認しています。都市計画法第29条第1項に及び第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

10番、多良見地区、多良見町西川内の田1筆、426㎡について、保育所用地の拡張とする転用申請です。契約内容は地上権設定30年。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、造成はなく表土にグラウンド土を敷き固めて利用します。雨水については

自然流下、隣接する農地はなく、資金については通帳の写しで確認しています。

11番、飯盛地区、飯盛町平古場の田2筆、計199㎡と併用地の原野を合わせた合計465㎡に一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容については、1筆が贈与、もう1筆は売買となります。区域区分はその他の区域、農振白地で、農地の立地基準については第2種農地に該当します。建物は木造平屋建ての住宅を建築し、雨水は水路へ、汚水等は合併浄化槽へ通じて水路へ放流します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。

12番、高来地区、高来町黒崎の畑1筆、416㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、造成はなく現状のまま利用します。また、既存の石積を利用することにより被害の発生が無いようにいたします。建物は木造2階建ての住宅を建築し、雨水については道路側溝へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。

13番は議案第5号の1番で許可後の取消しがあった件に関連するもので、契約内容を贈与へ変更し申請するものです。なお、契約内容以外の変更はありません。

14番、小長井地区、小長井町大峰の田1筆、735㎡について、住宅用地及び事業所用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。譲受人は市内でバイク販売業を営んでおり、本申請については譲受人の実家近くに住居を建築するものと、バイク及びその部品の保管場所が不足しているために転用するものでございます。申請地の造成はなく現状のまま利用し、建物は木造2階建ての住宅を建築します。雨水については自然流下で側溝へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地所有者との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。農用地区域からの除外決定が令和3年3月23日付でなされております。

15番、小長井地区、小長井町小川原浦の畑1筆、556㎡に、併用地として山林を合わせた計643.992㎡に一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定20年で親族間による貸借となります。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地の造成はなく現状のまま利用し、法面保護を施すことにより土砂流出等の被害発生が無いようにいたします。建物は木造平屋建ての住宅を建築し、雨水については溜樹から排水管を通じて道路側溝へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。

議長 議案第6号の説明がありましたので、1番から3番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われれます。

2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土

土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 1番から3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番から6番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委員 6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 4番から6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番から6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番から6番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、7番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 7番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、8番と9番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろ

しくお願いします。

議 長 8番と9番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、8番と9番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、8番と9番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、10番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長 10番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、10番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、10番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、11番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 11番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長 11番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、11番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、11番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、12番と13番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 12番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委員 13番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長 12番と13番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、12番と13番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、12番と13番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、14番と15番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 14番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委 員 15番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 14番と15番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、14番と15番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、14番と15番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第7号) 事務局 議案第7号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を説明します。

1番、小野地区、小野島町の農地1筆、2,393㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

2番と3番は借人が同一の案件です。

2番、飯盛地区、飯盛町中山の農地2筆、2,472㎡、

3番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆、500㎡を、耕作に便利のため、2番を賃貸借10年で、3番を使用貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、キュウリ、トマト、ブロッコリーの生産を主体に経営されています。

4番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、1,062㎡を、耕作に便利のため、購入する申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

5番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、616㎡を、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、生姜の生産を主体に経営されています。

以上、1番から5番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で議案第7号の説明を終わります。

議 長 1番から5番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から5番は、申出どおり許可することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から5番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第8号) 続きまして、関連がありますので、議案第7号の6番から20番、議案第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号の6番から20番、議案第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

議案第7号の6番、小野地区、黒崎町、赤崎町の農地8筆、8, 269㎡を、議案第8号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第7号の7番と8番は配分を受ける者が同一の案件です。

議案第7号の7番、小野地区、黒崎町、赤崎町の農地6筆、13, 323㎡、
議案第7号の8番、小野地区、赤崎町の農地9筆、13, 931㎡を、議案第8号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第7号の9番から12番は配分を受ける者が同一の案件です。

議案第7号の9番、小野地区、赤崎町の農地2筆、3, 732㎡、
議案第7号の10番、小野地区、赤崎町の農地2筆、8, 124㎡、
議案第7号の11番、小野地区、赤崎町の農地3筆、5, 467㎡、
議案第7号の12番、小野地区、赤崎町の農地9筆、16, 265㎡、
計16筆、33, 588㎡を、議案第8号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大と農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第7号の13番、小野地区、川内町の農地1筆、958㎡を、議案第8号の4番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の14番、多良見地区、多良見町舟津の農地10筆、17, 150㎡を、議案第8号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、ミカン、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の15番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、2, 017㎡、

議案第7号の16番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、2, 064㎡、計2筆4, 081㎡を、議案第8号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地

利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、キュウリ、蕎麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の16番、高来地区、高来町金崎の農地1筆1, 228㎡を、議案第8号の7番に、使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、ブロッコリー、レタスの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の17番から19番は配分を受ける者が同一の案件です。

議案第7号の17番、高来地区、高来町峰の農地1筆、1, 246㎡、

議案第7号の18番、高来地区、高来町建山の農地3筆、2, 763㎡、

議案第7号の19番、高来地区、高来町船津の農地3筆、2, 213㎡、計7筆6, 222㎡を、議案第8号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、蕎麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の20番、小長井地区、小長井町牧の農地2筆、1, 900㎡を、議案第8号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ミカンの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして、議案第8号の配分計画の変更について、説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている森山地区、森山町田尻の農地1筆2, 901㎡について、議案第8号の10番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営しております。契約内容は使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である4年6か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている森山地区、森山町田尻の農地1筆1, 911㎡について、議案第8号の11番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営しております。契約内容は使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である4年6か月となっています。

以上、第7号議案の6番から20番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第8号議案の1番から11番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議長 議案第7号の6番から16番、議案第8号の1番から7番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第7号の6番から16番を申出どおり許可し、議案第8号の1番から7番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第7号の6番から16番を申出どおり許可し、議案第8号の1番から7番を「意見なし」とすることに決定いたします。

次の議案第7号の17番から19番、議案第8号の8番は、16番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、16番委員の退席を求めます。

(16番委員・退席)

議 長 議案第7号の17番から19番、議案第8号の8番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第7号の17番から19番を申出どおり許可し、議案第8号の8番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第7号の17番から19番を申出どおり許可し、議案第8号の8番を「意見なし」とすることに決定いたします。16番委員の入場を求めます。

(16番委員・入場 → 着席)

議 長 次に議案第7号の20番、議案第8号の9番から11番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第7号の20番を申出どおり許可し、議案第8号の9番から11番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第7号の20番を申出どおり許可し、議案第8号の9番から11番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。諫早地区から1件、小野地区から1件、真津山地区から1件、長田地区から2件、本野地区から1件、高来地区から1件、合計7件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。小野地区から1件の通知が出ています。解約理由としましては、農地中間管理機構に貸し付けるためとなっております。

報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告します。

1番、諫早地区、原口町の畑6筆、計2,116㎡を住宅用地にする売買の届出です。

2番、諫早地区、城見町の畑1筆、224㎡を住宅用地にする売買の届出です。

3番、諫早地区、幸町の宅地、現況が畑の1筆、68.38㎡を住宅用地にする

売買の届出です。

4番、真津山地区、若葉町の田3筆、計1,403㎡を駐車場用地にする賃貸借の届出です。

5番、真津山地区、若葉町の田畑12筆、計2,073.09㎡を駐車場及び資材置場用地にする売買の届出です。

6番、真津山地区、真崎町の畑148㎡を駐車場用地にする売買の届出です。

報告第4号「農地改良等届出書受理の件」について報告します。

1番、高来地区、高来町下与の農地993㎡について、田畑転換する届出です。灌漑水が不足しており、水稻作付が困難なため、田畑転換を行い生産性を高めるものです。工事後はかぼちゃ、豆類等を作付する計画となっております。

報告第5号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

真津山地区から1件、飯盛地区から1件、合計2件の申出を受理いたしました全て、山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、本日提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	令和2年度事業報告承認の件	1件。
議案第2号	令和3年度事業計画承認の件	1件。
議案第3号	農地法第3条許可	4件。
議案第4号	農地法第4条許可	1件。
議案第5号	農地法第5条許可処分の取消願	1件。
議案第6号	農地法第5条許可	15件。
議案第7号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	20件。
議案第8号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	11件。

以上、審議件数は、全部で54件 ございました。

議 長 それでは次に、その他の項目でございますが、令和2年度改選後の農業委員会互助会決算報告の承認の件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (収支決算の説明)

議 長 続きまして、監事さんより監査報告をお願いします。

監 事 (監査報告)

議 長 令和2年度改選後の農業委員会互助会決算につきまして、報告がありましたが、

何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、令和2年度改選後の農業委員会互助会決算については、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、令和2年度改選後の農業委員会互助会決算については、承認することに決定いたします。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

議 事 局 (事務連絡)

議 長 それでは、これをもちまして、令和3年度諫早市農業委員会第1回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)